

# 地方交付税制度の問題点主として財政力指数をめぐって

小島雅雄（財政局財務部長）

## 一 はじめに

昭和四十九年の地方財政危機論を焦点として地方財政の分析が盛んになってきた。

従来の財政収支がどうか、人件費等義務的経費が多く硬直化傾向があるとか、起債が多く後年度償還がどうかとかいう皮相的な論争から、財政構造の分析へと入っていった。行政構造から経費配分、さらに公債費比率等へ議論が広がっていき、何といても地方財政論は学問的にも歴史の浅い分野であり、また財政運営の良否を判断する絶対的なものが存在しておらず、必然的に、客観的・相対的に判断せざるをえないのが実情である。

私たち財政局の研究グループとしては現在、地方財政運営の良否を判断するのに、その財政分析を通して次の要素から考えている。

- ① 長期的視点からの実質的収支の均衡
- ② 経費構造の弾力性（非硬直性）

③ 収入構造の弾力性（自主財源・一般財源の強化拡充）

④ 行政水準の確保・向上

これらの要素はもちろん独立して判断されるものであるが、財政運営の良否はこれらの要素の総合性をもって論じられなければならない。例えば収支均衡にこだわって行政水準の停滞をまねく、行政水準の方向、特に施設の拡充に邁進するあまり依存財源（起債）の構成を高める。後年度の経常費負担を考慮しないで建設費の増高等は、いずれも単一要素を追いかける代表例である。しかし一面、その時点での住民要望による行政需要の実態、国の施策、金融情勢もあり、一概にその是非は論じられないものでもあり、いずれにしても財政構造の分析を総合的に行って判断すべきものである。

これらの要素のほか、各種の財政指数によっても財政運営の良否が論じられる。最近経常収支比率が議論されるようになったが、これなどは経常的な一般財源のうちどれだけが経常的経費の一般財

源にあてられたか、いかえればどれだけ臨時的な施策や建設事業にあてる余裕があるかをみる率であって、前述の主要要素の二、三に関連するものである。さらにこのほか公債費比率、起債依存率等も毎年当初予算時点で議論される。

このように財政運営の良否を判断する分析として、形態的ともいべき構造分析と、内容的ともいべき指数分析があり、各種の指数が用いられるが、この指数の一つに財政力指数がある。もちろんこの指数だけをもって当該地方公共団体の財政力をズバリと明示するものではなく、幾度か述べたとおりその他の要素との総合性をもって財政運営の良否を論ずるものである。

## 二 地方交付税制度の基準

地方交付税は地方財源の保障と調整を目的として、その総額は国税のうち所得税・法人税・酒税の一定割合（現行三三・三）とし、地方公共団体が、一定水準の

行政を遂行するために必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴入が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定して、収入が必要に不足する額を補てんする制度である。交付税制度は全国三千余団体を対象とするものであり、その算定には複雑多岐な方法が用いられるが、ここでは基本となる基準についてまず述べてみよう。（別図一参照）

### ① 標準財政規模

地方交付税制度のもとで、当該団体のあるべき地方財源として保障する対象となる地方公共団体の標準的な一般財源の総枠をいう。

その総枠規模は普通交付税の算定の基礎方式として次のように定められている。すなわち地方税、譲与税交付金、普通交付税の合算額である。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{基準財政収入額} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \end{array} \right\} \end{array} \right] \times \frac{10.0}{75 \cdot 80} \times \left[ \begin{array}{l} \text{地方道路譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \end{array} \right] + \text{普通交付税} =$$

標準税収入+普通交付税=標準財政規模

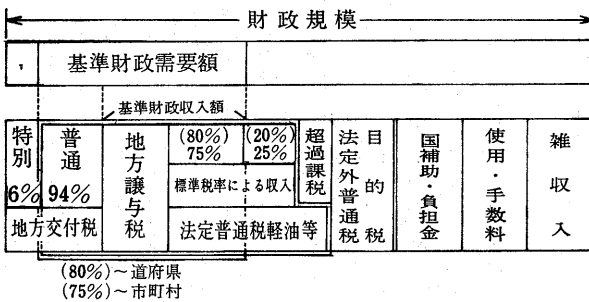
### ② 標準税率

地方公共団体が課税する場合に、標準的に通常よるべき税率として地方税法に規定されている税率である。地方公共団体が地方税の各税目毎に税率の定めをするときには当該団体の条例によらなければならないが、地方税法において一定の税率が法定されていて、全く地方公共団体の税率の選択に余地のないものについては法定外の税率を条例で定めることはできない。したがって、これ以外の即ち地方税法で標準税率として定められている税目については、当該地方公共団体の財政事情により標準税率を一応の目途として条例で自由に税率を規定することができる制度になっている。ただし、この場合にも原則として地方税法では標準税率とあわせて、超えてはならない限度としての制限税率を定めている（本市の法人超過課税、標準税率一・二％、制限税率一四・五％）。標準税率は地方交付税算定るとき基準財政収入額の算定の基礎として用いられる。また地方債発行条件の一つともなっている。なお当然のことながら、標準税率を超える部分については基準財政収入額算定の対象外となる。

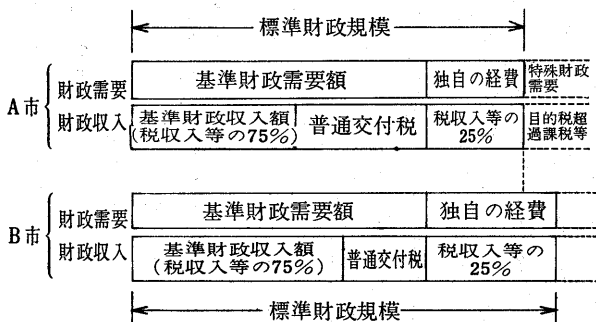
### ③ 基準税率

基準財政収入額の算定にあたって、当該団体の標準税率によって算定されたす

図一 地方交付税制度の基準図



●人口・面積その他行政規模ならびに基準財政需要額が同様団体で財政力の異なる団体の交付税の状況



べての税収入見込額のうち一定割合を算入するための率である。したがって前述のように、超過課税、法定外普通税、目的税等は算入されない。ただし、事業所税は算入される。基準税率は、標準税率の道府県にあっては百分の八〇、市町村は百分の七五に相当する率である。このように標準税率から二〇〜二五%を控除する理由は、①収入額を一〇〇%算入するということは、逆に行政需要を種別的、性格的に全般にわたり把握しなければ

ならないこととなるが、そのようなことは技術的にも不可能である。②また一〇〇%算入は税収入の増収の積極的意欲をそこなうこと（別図一のA・B市の独自の経費充当らん参照）等であり、さらに県と市で五%の差を設けたのは、市町村は団体数も多く、行政内容も多様であり、行政需要を画的に算定することが県よりも困難と考えられるために、その自主性の幅を広げたものである。

#### ④ 基準財政収入額の特質

⑦ 基準税率及び基準率で算入されること  
標準税率により算定された普通税の県  
百分の八〇、市百分の七五で算入する。  
たまたま自動車取得税、軽油引取税等及  
びこれらの交付をうける指定都市、市町  
村の算入も同様である。ただし、国税に  
かかる各種譲与税は一〇〇％算入とす  
る。

⑧ 法定外普通税及び目的税等は原則とし  
て算入しない。ただし、事業所税は算入  
される。これらを算入しないのは、もと  
もとこれらの税制度を実施することの意  
思は当該団体の任意であり、かつ特別の  
財政需要に充当することを目的とするこ  
ろに意義がある。例えば本市の商品切  
手発行税は身体障害者対策費に充当する  
という目的をもっており、また標準税率  
を超える法人超過課税は木造校舎改築事  
業に充当されている。

#### ⑨ 一般財源であること

使用料、手数料、国庫支出金等いわゆ  
る特定財源については、一定基準により  
測定することが困難であり、単位費用測  
定にあたっては一応標準的な額を控除し  
て一般財源ですべて整理する。

#### ⑩ 算定の方法

客観的な統計数値を基礎として、恣意  
の介入する余地のない機械的な算定方法  
による。

その算定の基礎的要素としては、

① 国税の額、住民税の所得割、法人所得  
割等の課税実績

② 国税の課税基礎となった所得額、事業  
税、料理飲食等消費税

③ 課税客体の数、自動車税、娯楽施設利  
用税等

④ 収入の要素は特定財源的なものはず、  
て控除し、一般財源ベースである。

### 三 財政力指数

地方公共団体の財政運営上の能力を示  
す指数である。財政制度上従来から国庫  
補助事業についての経費の国の負担割合  
の引上げの適用をうける団体を定める基  
準に用いられていたが（首都圏・近畿圏  
等の整備、新産都市等特別の法による国  
庫補助率のかさ上げ）、最近では交通事  
業再建団体の利子補給率の決定基準や、  
国の地方財政対策の個々の団体への具体  
的実施の段階でも問題とされるようにな  
った。

財政力指数の具体的な算定方式は、当  
該地方団体の基準財政収入額を基準財政  
需要額で除して得た数値であるが、財政  
統計等ではさらにこれの当該年度前三年  
度内の各年度にかかるとものを合計して、  
これの三分の一の数値即ち三カ年の平均  
値を用いている。

したがってこの方式により算定された  
財政力指数が、当該年度において一未満  
であるということは当然基準財政需要額  
が収入額を超えるということ、即ち財源  
が不足するということであって、制度的  
にはこの不足する財源額が普通交付税と  
して措置されることとなる。逆に指数が  
一を超えるということは財源余剰とな  
り、普通交付税の不交付団体となる。

母体力指数＝ $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$

（年度3カ年平均）

母体力指数＝ $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$

以上のように財政力指数と普通交付税  
（財源不足額）とはいずれも基準財政需  
要額と基準財政収入額を要素としてお  
り、したがって原則として財政力指数の  
上下、高低の推移は、普通交付税の交付  
額の多少、高低に連動する。

表一はこの連動関係を、財政力指数  
A $\sim$ 〇・八〇〇からD $\sim$ 〇・五〇〇の四  
団体をモデルとして設定して普通交付税  
との相関性からみたものである。

ただし、このモデル設定の前提として  
は、①人口、②面積、その他行政規模等  
が同様であること。③前年度の基準財政  
需要額が同一で一〇〇としたこと。これ  
は別図一のA・Bと同様の状態であり、  
①の要件では原則として②が成立する。

③ 税収入等の異なることから財政力指数  
は〇・八〇〇 $\sim$ 〇・五〇〇とA $\sim$ Dは標  
準財政規模も異なる。

これらの前提においてA $\sim$ Dの四団体  
について① $\sim$ ④さらに⑤の設例から次の  
ような連動性、相関性、傾向がみられ  
る。

① 財政力指数の高い団体ほど交付税額は  
少なく、逆に指数の低い団体ほど交付税  
額は多くなる。これは財政力指数が（一  
未満を前提とした場合）基準財政需要額  
と収入額の差を示すものである以上当然  
のことである。

② 需要額・収入額が共に対前年比同率で  
伸びた場合（①④）、交付税額は一同  
様に指数の高い団体ほど伸びは小さく、  
逆に指数の低い団体ほど伸びる額は多  
い。ただし、交付税の伸び率は需要額・  
収入額の伸び率と同率であり、しかもA  
 $\sim$ D四団体ともに同率である。

さらに①と④を合せてみると、需要額  
・収入額の伸び率一〇％は同一、財政力  
指数はA、E、F $\sim$ 〇・八〇〇、B $\sim$ Dは  
〇・七〇〇 $\sim$ 〇・五〇〇と異なる。その  
ような条件での当該年度の結果からは、  
交付税の伸び率は同率、財政力指数の異  
なる場合の交付税額は指数の高い団体は  
ど少なく、低い団体ほど多い。さらに指  
数が同一であっても財政規模に比例して  
交付税額は多くなる。

表一 1 財政力指数と普通交付税の連動関係

区分	前年度 財政力指数	収入額		当該年度 財政力指数	交付税 増額 B-A	交付税の 増額 B-A	交付税の 増額 B-A	比率 B/A	備考
		需要額	④						
① 収入額の伸び 10%	0.800	80 100	20	88 110	22	22	2	1.10	A-0.800
	0.700	70 100	30	77 110	33	33	3	1.10	B-0.700
	0.600	60 100	40	66 110	44	44	4	1.10	C-0.600
	0.500	50 100	50	55 110	55	55	5	1.10	D-0.500
② 収入額の伸び 15%	0.800	80 100	20	92 110	0.836	18	△2	0.90	
	0.700	70 100	30	81 110	0.736	29	△1	0.97	
	0.600	60 100	40	69 110	0.627	41	1	1.03	
	0.500	50 100	50	58 110	0.527	52	2	1.04	
③ 収入額の伸び 20%	0.800	80 100	20	96 110	0.872	14	△6	0.70	
	0.700	70 100	30	84 110	0.764	26	△4	0.87	
	0.600	60 100	40	72 110	0.655	38	△2	0.95	
	0.500	50 100	50	60 110	0.545	50	-	1.00	
④ 収入額の伸び 25%	0.800	80 100	20	100 115	0.870	15	△5	0.75	
	0.700	70 100	30	88 115	0.765	27	△3	0.90	
	0.600	60 100	40	75 115	0.652	40	-	1.00	
	0.500	50 100	50	63 115	0.548	52	2	1.04	
⑤ 収入額の伸び 30%	0.800	80 100	20	104 115	0.904	11	△9	0.55	
	0.700	70 100	30	91 115	0.791	24	△6	0.80	
	0.600	60 100	40	78 115	0.678	37	△3	0.93	
	0.500	50 100	50	65 115	0.565	50	-	1.00	
⑥ 収入額の伸び 10%	0.800	80 100	20	88 115	0.765	27	7	1.35	
	0.700	70 100	30	77 115	0.670	38	8	1.27	
	0.600	60 100	40	66 115	0.574	49	9	1.23	
	0.500	50 100	50	55 115	0.478	60	10	1.20	
⑦ 収入額の伸び 10%	0.800	80 100	20	88 120	0.733	32	12	1.60	
	0.700	70 100	30	77 120	0.642	43	13	1.43	
	0.600	60 100	40	66 120	0.550	54	14	1.35	
	0.500	50 100	50	55 120	0.500	65	15	1.30	
⑧ 収入額の伸び 15%	0.800	80 100	20	92 125	0.736	33	13	1.65	
	0.700	70 100	30	81 125	0.648	44	14	1.47	
	0.600	60 100	40	69 125	0.552	56	16	1.40	
	0.500	50 100	50	58 125	0.464	67	17	1.34	
⑨ 収入額の伸び 15%	0.800	80 100	20	92 130	0.708	38	18	1.90	
	0.700	70 100	30	81 130	0.623	49	19	1.63	
	0.600	60 100	40	69 130	0.531	61	21	1.53	
	0.500	50 100	50	58 130	0.446	72	22	1.44	
⑩ 収入額の伸び 25%	0.800	80 100	20	100 105	0.800	25	5	1.25	
	0.700	70 100	30	88 125	0.700	37	7	1.25	
	0.600	60 100	40	75 125	0.600	50	10	1.25	
	0.500	50 100	50	63 125	0.500	62	12	1.25	
⑪ 収入額の伸び 10%	0.800	80 100	20	88 110	0.800	22	2	1.10	A
	0.800	120 150	30	132 165	0.800	33	3	1.10	E
	0.800	150 200	40	176 220	0.800	44	4	1.10	F

③ 需要額の伸びよりも収入額の伸びが高くなり、したがって財政力指数が何れも前年度より高くなった場合(②)⑤、特に④A・八〇〇→八七〇、B・七〇〇→七六五、C・六〇〇→六五二、D・五〇〇→五六五)原則的には交付税額は減少するが、その傾向は収入額の伸びに比例して財政力指数の高い団体ほどその影響をうけ、逆に低い団体ほど収入額の伸び率にあまり影響されずに交付税額への影響も少ない。

④ 収入額の伸びよりも需要額の伸びが高くなった場合(⑥)⑨、とくに⑧A・八〇〇→七三六、B・七〇〇→六四八、C・六〇〇→五五二、

D・五〇〇→四六四)、交付税額の伸び率は財政力指数の高い団体ほど指数に比例して著しい。

以上はあくまで一つのモデルを設定したことであり、これを交付税の原則にあてはめた場合のことである。現実の交付税算定や配分についてはきわめて細かい算定過程があり、ここに示した傾向と全く別の方向が出る場合もあるであろう。ともあれこのモデルからうかがえる傾向のまとめとしては、①需要額の伸びは主として財政力指数の高い団体に、交付税額の多と交付税率の高として働き、一方収入額の伸びは指数の高い団体に交付税額の減少と交付税率の低に働き、指

表一 2 52年度普通交付税配付状況の概況

年 度	昭和52	昭和51	差 引
総 団 体 数	3,304	3,304	—
都 道 府 県	47	47	—
市 町 村	3,257	3,257	—
(財源不足・財政力指数1未満)			
交 付 団 体	3,233	3,245	△12
都 道 府 県	46	45	1
市 町 村	3,187	3,200	13
不 交 付 団 体	71	59	12
都 道 府 県	1	2	△1
市 町 村	70	57	13
配 分 状 況			
基準財政需要額	119,555	101,968	17,2% 17,587
基準財政収入額	65,753	53,136	23.7 12,617
普通交付税額	53,631	48,761	10.0 4,870
(特別交付税予定額)	3,424	3,113	10.0 317
交 付 税 額 計	57,055	51,874	10.0 5,181
うち運用部借入	9,400	13,141	△3,741

(単位億円)

数の低い団体に対しては需要の増は若干働き、交付税の額・率ともに多く、かつ高くなるが、収入の増の場合はきわめて微少な影響にすぎない。

さらに需要額と収入額相互の伸びの關係でみると、同率は⑩⑪でみるとおりであるが、異なる率の場合は、前述と同様に需要の増減は指数の高い団体に強く働き、収入の増減もまた同様であり、指数の低い団体に対してこれらの増減はきわめて影響はうすい。

概況からみてまず第一の問題は、財政力指数の低下により大阪府が交付税の交付団体へ入ったことである。従来、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の四団体は、いずれも地方交付税の不交付団体であったが、五十年、五十一年度愛知県について、ついに大阪府が交付団体となり、これで都道府県四七団体中、不交付団体は東京都のみとなった。

ここで問題点を二つほどとり出してみよう。一つは財政力指数と実質決算収支の問題である。たとえば前記四団体は従来から財政力指数が一年以上で、普通交付税の不交付団体であった。一般に富裕団体といわれたものである。ところが一方実質収支の面からみると、東京都は昭和三十七年度より、大阪府は四十六年度より毎年赤字団体となつてゐる。一方經常収支比率でみても、五十年、五十一年度決算による

と、東京都では一〇二・七％、即ち經常的一般財源収入のみでは經常的経費を支弁する一般財源に不足するという状況である（五十一年度『地方財政白書』より）。したがってはじめに述べたように、地方財政運営の良否はあくまで総合的に判断しなければならぬ。決算収支、財政構造、財政指数の総合性によりきめられるものである。

問題の第二は税源の地域差と赤字の問題である。わが国の租税制度の下でその徴収状況をみると、きわめて地域的にアンバランスがあり、とくに東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫のいわゆる大都市圏といわれるこの五都府県の租税収入状況は、国税六四％、都道府県税五四％、市町村税は実に五一％（一九六八年国税局資料）を占めている。にも拘らずこれら圏域の県・市がいずれも赤字団体となつたり、地方交付税の交付団体となつたり、地方交付税の交付団体となつたり、わが国の地方税財政制度に基本的な問題があるといわざるをえないのではなからうか。

さて再び五十二年度の交付税配分状況を見てみよう。市町村での不交付団体は五十一年度の五七から七〇団体へ増加した。つまり財政力指数の一をこえる団体が増加したのであるが、この点について「地方財政回復への兆」ありという意見も出ていたが、全国三、二五七の団体数

表一 4 財政力指数と普通交付税の関連

(単位百万円)

年度	標準財政規模	財政力指数	普通交付税	
			交付額	対前年比
昭和36	10,934 29.9	1.009	-	-
37	13,073 19.6	0.964	335	335
38	15,732 20.3	0.979	236	△ 99 △29.7
39	19,221 22.2	0.948	846	610 258.8
40	22,704 18.1	0.942	941	95 11.3
41	26,274 15.7	0.942	1,172	231 24.5
42	31,359 19.4	0.887	2,769	1,597 136.3
43	37,830 20.6	0.869	3,873	1,104 39.9
44	47,647 26.0	0.852	5,576	1,703 44.0
45	59,463 24.8	0.794	9,780	4,204 75.4
46	71,834 20.8	0.843	8,763	△ 1,017 △10.4
47	82,333 14.6	0.822	11,451	2,688 30.7
48	102,979 25.1	0.819	14,725	3,274 28.6
49	139,287 35.3	0.763	26,560	11,835 80.4
50	160,450 15.2	0.809	24,005	△ 2,555 △ 9.6
51	181,628 13.2	0.807	27,982	3,977 16.6
52	209,418 15.3	0.843	25,169	△ 2,813 △10.1

( ) は標準財政規模にたいする比率

を考えると、全く議論にならない。また別の現象として、交付税の配分額が対五十一年度比で減少している団体は、東京都下の市町村△一二・三％、神奈川県△四九・八％、神奈川県下の市町村△二二・一％、愛知県△四七・六％である。他の府県及び市町村合計ではいずれも増加しており、交付税総額では一〇％の増額となっている。これらの点からたとえば自動車産業の好況、たばこ消費税の増収、あるいは繊維業界の不況等業種、業界の不況の変動から、従来のいわゆる都市、農村とまた過密、過疎と異なった新たな租税の地域偏在があらわれてきていることがうかがえる。

表一 3 財政力指数の状況

団体区分	財政力指数				計
	0.30未満	0.30~0.50未満	0.50~1.00未満	1.00以上	
都道府県	13 28	44 29	16 34	4 9	47 100
市町村	1,866 57	769 24	556 180	65 2	3,256 100
大都市			9 100		9 100
中都市		11 7	133 81	21 12	165 100
小都市	76 16	185 39	191 41	17 4	469 100
町村	1,790 69	573 22	223 8	27 1	2,613 100
計	1,879 57	783 24	572 17	69 2	3,303 100

(昭和48.49.50年度3カ年平均による)

また昭和五十二年の全国平均財政力指数は〇・五五〇となった。

#### 四——本市の財政力指数と普通交付税

表四にみるように、横浜市は昭和三十七年度に實質的に普通交付税の交付団体となった。即ち財政力指数が一を割ったのである。それ以後四十一年度まで〇・九の指数で推移し、人口急増に伴う行政需要の膨張は財政規模を拡大させ、それとの連動のもとに四十一年度では一億円を交付されている。さらに四十一、四十二年の不況は本市にも如実に反映して財政力指数は〇・八台に下り、以後四十五年の〇・七九四まで毎年低下を

つづけ、交付税額も急激に伸びて、一〇〇億円近くとなり、歳入決算総額の一〇〇%の構成比となり、本市一般財源の中で重要な位置を占めるにいたった。

さらに交付税と標準財政規模との関連をみると、四十九年度の一・九〇七%を筆頭に、ここ十年平均一・五%を交付税が占めている、制度的にはこの比率が大きくなるほど、別図一にみるように、いわゆる税収入の留保分二五%の絶対額は少くなり、結局本市独自の施策、単独事業の幅は狭くなる。したがって本市はもとより地方公共団体が住民要望に広く応え

ようとする限り、現行税財源制度の中で考えるのは、決定外普通税であり、超過課税であるということにならざるをえない。

このような分析とは別に昭和四十九年にはついに地方財政の危機が全国の問題となった。地方公共団体は好むと好まざるとに拘らず、当面どうするかに対応せざるをえなくなり、国もまた地方財政に対する最終責任者として、五十、五十二年にわたり、地方交付税と地方債増発措置により当面対応してきた。この国の措置の一つの特色として交付税の起債への振替措置、一般に追い出し、といっているものがある。これは交付税総額の少ないことから本来交付税で措置すべきところのものの一部を、起債で措置するもので、とくに建設地方債である以上建設事業の多い大府県、大都市が主たる対象にならざるをえない。本市の場合この額は五十一年度九四億円、五十二年度では一〇四億円となっている。このことは一面建設事業に措置された起債額だけ一般財源がうく、ようにもみえるがそうではない。あくまでこれは前述の別図一の計算の中で行われるものであって、飛躍的ではあるが、ここに最近の地方交付税の特定財源化傾向と考へざるをえない。

いずれにしても本市の交付税を三十七年度以来通覧してみると、収入、需要と

もにその年々のルール変更もあり、必ずしも明確とはいえないものの、財政力指数の低くなった年は交付税は増加し、逆に高くなった年は減少する(四十二、四十五、四十六、四十九、五十、五十二年度)。これに財政規模がさらに連動してきている。

#### 五——おわりに 今後の交付税制度の問題

一般に交付税算定上、基準財政収入額については国税その他客観的な数値を基礎としていわば機械的に算定されるものでそこに恣意の介入する余地はない。したがって今後の交付税問題は基準財政需要額の算定基準については、下げていくべきと考へる。地方財政制度の将来展望の問題はこの際別にして、当面本市を中心として問題は次のとおりである。

##### ①——態容補正問題

地方団体の社会的・経済的あるいは制度的な性格(態容)の差によって測定單位当り経費が異なることに着目した補正であり、大きく普通態容補正と投資態容補正に分類される。

##### ②——普通態容補正における問題点

普通態容補正は地方公共団体をまず中核都市、周辺市町村、その他の市町村に

分類し、さらに人口集中地区人口、経済構造、宅地価格、中核都市までの距離等のある点数(評点)で分類して種地区別し、それぞれ種地区分ごとに行政質量の差を補正係数に反映する補正方法である。現在東京都、大阪市が甲8種地であり、本市はじめ他の指定都市は甲7種地であるが、甲8種地と甲7種地では補正係数に差があるため、大阪市と横浜市では人口一人当り基準財政需要額に格差が生じている。本市は人口において他の指定市に比して規模が大きく、また五十年国勢調査で推計した評点も甲8種地に対応するものとなる。これらの面での五十年の種地改正にあたっては甲8種地への格上げが当面の大きな問題である。

##### ③——投資態容補正における問題点

投資態容補正には各地方公共団体において公共施設の整備状況及び投資的経費の必要度を勘案して補正する方法であるが、これは投資補正と事業費補正の二種類がある。このうち事業費補正は公共事業費の地方負担額、国直轄事業負担金、地方債元利償還金を指標として投資的経費の必要度を測定して行う補正である。実際には前述の地方負担額等の一定割合(算入率という)を需要額に割増し算入する方法がとられている。ここで問題となる算入率が〇・三三〇・六となっていることである。地方財政法第十一条の二で

は、地方負担額等は需要額に算入するものとするとなっているが、現在これは地方財政全体のマクロ的措置をすべきものと解され、個々の団体における事業費補正には必ずしも適用されないとされている。本市においては人口急増及び接収による都市施設整備の立遅れにより毎年多額の投資を行っており、このように投資活動の活発な団体の需要額算定上、事業費補正の算入率が低位であることは不利な取扱いを受けているといえる。従ってこの算入率を上げることが重要である。

## ②—段階補正問題

段階補正は測定単位の大小により単位当り経費が通増あるいは通減するといういわゆる規模の経済性に着目した補正である。一般的に人口を測定単位とする費目に適用され、人口が多くなればなるほど単位費用は通減する方式がとられている。このため本市は指定市の中で最もこの補正の影響を受け、一人当り需要額が最小となっている（大阪市は甲8種地であるため本市より大きい）。ここで問題は規模の経済性が無限にはたらくことは考えられないということである。とくに最近では行政区単位の行政需要を考慮して財政運営を行う方向もでており、全市

域人口のみをもって段階補正の係数を算定することは適切でなく、この点の改正を十分再考するよう訴える必要がある。

## ③—その他の補正の問題

### ⑦人口急増補正

補正適用費目の拡大

### ⑧密度補正

算定方法の改善

## ④—単位費用積算上の問題

職員数の適正な把握などあるべき行政水準と実態との乖離の縮少

地方交付税は国税三税の一定割合とし

て総額が定まる。これの配分をめぐっていろいろの問題がでてくる。そこで問題は、今後大都市の行政需要をどのように捕捉して、どのように訴えていくかである。基本的な税財源配分については、積年の宿願として訴えてきている。しかしらばこの財源はどのような需要に対応するものなのか。大都市特殊財政需要ということばの時代はもはや過ぎた。今必要なことは、大都市が何をやらなければならないのか、大都市の財政需要の二重構造の宿命とは何か等を緊急に明確にして、財政確保とともに訴えていくべきではなからうか。